

平成21年度定期監査結果報告

1 監査の対象

本年度の定期監査は、各部等及び各行政委員会のうち、次に掲げる各課、所など（以下「各課等」という。）を対象として実施した。

総務部	総務課 財政課 契約検査課 税務課
企画部	総合政策課 市民活力推進課 地域情報課
市民福祉部	福祉課 子育て支援課 長寿いきがい課 健康づくり課 市民保険課
環境産業部	環境企画課 環境衛生課 商工港湾課 観光振興課 木材振興課 農林水産課
都市整備部	都市整備課 道路河川課 下水道課 水道課
二ツ井地域局	総務企画課 市民福祉課 環境産業課 建設課
会計課	
議会事務局	
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	
農業委員会事務局	
教育部	教育総務課 能代教育事務所 学校教育課 学校給食センター 能代商業高等学校 生涯学習課 中央公民館 文化会館 図書館 子ども館 勤労青少年ホーム 働く婦人の家 サンウッド スポーツ振興課

2 監査の期間

前期定期監査	平成21年 4月 8日から平成21年 7月 3日まで
施設実地監査	平成21年 5月 13日から平成21年 5月 14日まで
後期定期監査	平成21年10月 1日から平成22年 2月 8日まで
工事現場調査	平成21年11月10日

3 監査の範囲

本年度の定期監査は、監査の対象とした各課等の、平成21年10月末日までに執行された事務事業について、次の事項を主眼として実施した。

- (1)予算の執行状況について
 - ①予算流用及び予備費充用について
 - ②支出手続きについて
 - ③契約事務について
- (2)収入事務について
- (3)現金の取扱について
- (4)施設の管理状況等について
- (5)その他

4 監査の方法

監査の対象とした各課等の財務に関する事務の執行について、提出された定期監査資料に基づき、関係諸帳簿等を調査照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(1) 予算の執行状況について

①予算流用及び予備費充用について

財務会計システムからデータを取り出し、調査が必要と思われるものを抽出し、担当職員から説明を聴取した。

②支出手続きについて

各課等ごとに事業単位で数件抽出し、支出負担行為書、支出命令書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

③契約事務について

各課等ごとに数件ずつ抽出し、入札関係書類、契約書等の関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(2) 収入事務について

各課等ごとに、調定票、収入済通知書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(3) 現金の取扱について

各課等、対象施設ごとに、関係台帳、収入済通知書、現金取扱簿等の関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(4) 施設の管理状況等について

対象施設ごとに、主に維持管理の状況、使用料等の取り扱い等について、担当職員から説明を聴取し、実地にて確認を行った。

(5) その他

各課等ごとに、主に行政財産使用許可手続き、基金管理及び運用の状況等について、関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

監査の結果、平成21年度予算に係る財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認められるもの及び意見等の中で重要なものは次のとおりである。

これ以外の内容については、各課等ごとの記載欄に記述しているが、軽微な誤り等も含め、講評の際に、改善と職員への周知を要望したところである。

I 設備等の保守点検について

設備、機器等の保守点検について、点検実施の際の立ち会い等による確認が行われていないものが非常に多い。そのため、作業の内容、所要時間、所要人数等、委託金額の根拠となるべき事項が把握されておらず、契約にあたっての設計書や仕様書も不明確な内容になっているものもある。

特に、浄化槽の保守点検については、決算審査意見書でも述べたとおり、同程度の規模のものでも単価が大きく異なっていたり、逆に規模が全く違っていても同程度の単価となっているなど、単価設定に統一性が見られず、また、法定回数以上に保守点検を行っていても根拠が明確でないといったものも見受けられた。

保守点検については、立ち会い等により実施内容を十分に把握し、適切な内容や金額になっているかどうか、改めて検証を行われたい。

Ⅱ 学校給食の運営について

前年度までも指摘してきたとおり、学校給食の経理は私会計で処理され、市以外にそれを取り扱う運営主体も存在していないことから、担当職員が個人として行っているような形態となっており、責任の所在が不明確となっている。

今年度に締結された学校給食の調理及び運搬業務等委託契約には、私会計部分も一部含まれるような記載もあり不適切なので、早急に改善されたい。

Ⅲ 支出手続きについて

消耗品等の支払いにあたり、1～4ヶ月程度の長期にわたり支出手続きをされず、数十件の請求書がまとめて処理されるといった非常に不適正な事務処理が見られた。納入業者に対しても著しく迷惑をかけたことは疑いがない。

速やかな事務処理に努めるとともに、内部のチェック体制についても改めて点検することを要望する。

Ⅳ 臨時職員等の派遣について

公益法人等への臨時職員等の派遣については、条例で臨時職員は派遣出来る職員から除かれているが、実態として、市の臨時職員が公益法人等で業務を行っている。公益法人等と十分な協議を行い、早急に改善されたい。

Ⅴ 内部統制について

日常的な業務における軽微なミスを防止するために、これまでも業務マニュアルの整備、活用について訴えてきたが、依然として毎年同様の軽微なミスが数多く見受けられる。

これらについては、目を通せば気付くようなものも多く、決裁権者をはじめとして内部でのチェック体制について改めて検証を行い、どうすればミスがなくなるかということを念頭に、事務の遂行に努められたい。

Ⅵ 施設の在り方について

荷上場老人憩の家と二ツ井公民館荷上場分館は、それぞれの設置目的をもって条例、規則が存在するが、建物が同一であり、その利用手続き、使用料、休館日等については、いずれの条例等とも異なる取り扱いがされている。

施設の在り方を検討し、条例等との整合性を明確にされたい。

各課等の職員配置状況及び監査した主な内容、監査結果等は、次のとおりである。このうち職員の配置状況は、平成21年10月1日現在のものである。